

意見書案

意見書案第4号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

地方財政の充実・強化を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成25年6月20日提出

議会運営委員長 出合孝司

地方財政の充実・強化を求める意見書

2013年度の地方財政計画において、政府は国の政策目的の実現のために、地方公務員の臨時給与減額に係る地方交付税減額を推し進めました。このことは、地方財政制度の根幹を揺るがすものであり、憲法が保障する地方自治の本旨からみて、容認できるものではありません。

地方交付税は地方の固有財源であり、地方交付税法第1条に規定する地方団体の独立性の強化、地方行政の計画的な運営に資するものでなければなりません。この法の目的を実現するため、地方財政計画・地方交付税については、国の政策方針のもとに一方的に決するべきではなく、国と地方の十分な協議を保障した上で、そのあり方や総額について決定する必要があります。

さらに、被災地の復興、子育て、医療、介護などの社会保障、環境対策など地方自治体が担う役割は増大しており、地域の財政需要を的確に見積もり、これに見合う地方交付税総額を確保する必要があります。

また、公共サービスの質の確保と地方自治体の安定的な行政運営を実現するため、2014年度の地方財政計画、地方交付税総額の拡大にむけた対策が求められます。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

記

1. 地方財政計画、地方交付税総額の決定に当たっては、国の政策方針に基づき一方的に決するのではなく、国と地方の協議の場で十分な協議のもとに決定すること。
2. 社会保障分野の人材確保、農林水産業の再興、環境対策などの財政需要を的確に把握し、増大する地域の財政需要に見合う地方財政計画、地方交付税総額の拡大を図ること。

- 3．被災自治体の復興に要する地方負担分については、国の責任において通常の予算とは別枠として確保すること。特に、被災自治体の深刻な人材確保に対応するため、震災復興特別交付税を確保すること。
- 4．地方公務員給与費の臨時給与削減により減額した給与関係経費等に係る財源については、完全に復元すること。また、地方公務員給与費に係る地方財政計画、地方交付税の算定については、国の政策方針に基づき一方的に算定方法を決定するのではなく、地方自治体との協議、合意のもとで算定のあり方を検討すること。
- 5．地域の防災・減災に係る必要な財源は通常の予算とは別枠で確保するとともに、地方交付税などの一般財源と地方債などの特定財源の振り替えはしないこと。
- 6．地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月20日

士 別 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
内閣官房長官

意見書案第5号

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書を次のとおり提出するものとする。

平成25年 6月20日提出

議会運営委員長 出 合 孝 司

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1 / 2 への復元、30人以下学級の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など2014年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

義務教育費国庫負担制度は、標準的な教職員数の確保として国が責任を果たすものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要なものとなっています。また、これは地域主権を脅かすものではなく、義務教育費国庫負担制度は地域主権を保障する制度であり、義務教育に必要な不可欠であることから、制度の堅持と三位一体改革で削減された負担率を1/3から1/2へ復元するなどの制度改善は極めて重要です。

今年度の政府予算では、地方公務員の給与を2013年度までの措置である平均7.8%削減の国家公務員の給与に準じて引き下げるよう各地方自治体に要請し、地方交付税・義務教育費国庫負担金の削減を決定しました。このことは、地方自治の根幹にかかわる問題であるとともに、地方分権の流れに反するものです。

教育予算では、昨年に引き続き高校授業料無償化など、保護者負担軽減の予算が計上されましたが、教育現場においては、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費など、保護者の負担が大きくなっています。地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が出ています。また、国庫負担率が1/2から1/3になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況も顕著になっています。教職員定数の拡充は喫緊の課題であり、住む地域に関係なく子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の改善と学級基準編製の制度改正及び30人以下学級の早期実現が不可欠です。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

記

- 1．義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を1/2に復元すること。
- 2．30人以下学級の早期実現に向けて、小学校1年生～中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。当面、新たな教職員定数改善計画を早期に実施すること。
- 3．住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。
- 4．子どもたちや学校、地域の特性に合った教育環境を整備し、充実した教育活動を推進す

るために、教頭・養護教諭・事務職員の全校配置を実現すること。

- 5．給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の軽減、就学保障の充実、図書費など国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月20日

士 別 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣

財 務 大 臣

総 務 大 臣

文 部 科 学 大 臣

内閣府特命大臣（地域主権推進担当）

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

意見書案第6号

新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について

新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成25年6月20日提出

議会運営委員長 出 合 孝 司

新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書

北海道教育委員会は、新たな高校教育に関する指針（2006年）に基づき、毎年度、公立高

等学校配置計画を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行ってきました。これによって、全道では、現在までに19校が募集停止または募集停止予定、17校が再編・統合によって削減、または削減が予定されています。

配置計画で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では入学希望者の激減する現象が生じています。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者もあられ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれかねないといった実態も報告されています。

2011年度の公立高等学校配置計画では、他の高校への通学が困難であるとして残してきた地域キャンパス校の熊石高校を、地元からの入学者が20名を切っていることを理由に募集停止としました。このことは、教育の機会均等を保障すべき道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしました。

このように、新たな高校教育に関する指針に基づく配置計画が進めば、高校進学率が98%を越える状況にありながら、北海道の高校の約44%がなくなることになります。これはそのまま地方の切り捨て、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望する全ての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度をつくり出していくことが必要ですので、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

記

- 1．道教委が2006年に策定した新たな高校教育に関する指針は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。
- 2．公立高校配置計画については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
- 3．教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
- 4．障がいのある・なしにかかわらず、希望する全ての子どもが地元の高校へ通うことのできる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月20日

士 別 市 議 会

(提出先)

北 海 道 知 事
北海道教育委員会委員長
北海道教育委員会教育長

意見書案第7号

介護サービスから軽度の高齢者分離に反対する意見書について

介護サービスから軽度の高齢者分離に反対する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成25年6月20日提出

議会運営委員長 出 合 孝 司

介護サービスから軽度の高齢者分離に反対する意見書

社会保障制度改革国民会議は4月の会議で、軽度の高齢者は見守り・配食等の生活支援が中心であり、支援者の介護給付範囲を適正化すべきとしました。具体的には、保険給付から地域包括ケア計画と一体となった事業に移行し、ボランティアやN P などを活用する中で柔軟かつ効率的に実施すべきとの方向を議論の整理点としてまとめました。要支援1、2の認定者を介護予防給付の対象から外し、全体の介護費用を抑制しようというものです。

要支援1、2の認定者の配食、見守り、生活支援サービスなどを保険外サービスとし、受け皿をボランティアやN P でも可能とすれば、専門職以外でも可能となります。このことは国による給付の削減を意味します。公費が削られサービスが縮小すれば、公的な保険制度だけでは安心できず、老後や介護の備えを個人の努力で行わなければならなくなります。

社会保障の給付は、人間らしく生きる権利を実現するための国家による保障です。高齢者の生存権を保障するためにも保険給付範囲の削減を行うべきではありません。

よって、国においては、現在社会保障制度改革国民会議で検討されている要支援 1、2 の認定者を介護給付の対象から分離する案を採用せず、介護制度の充実を図るよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年 6 月20日

士 別 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣
財 務 大 臣
厚生労働大臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長

意見書案第 8 号

T P P 交渉参加に断固反対する意見書について

T P P 交渉参加に断固反対する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成25年 6 月20日提出

議会運営委員長 出 合 孝 司

T P P 交渉参加に断固反対する意見書

安倍晋三首相が T P P への日本の参加に向けたアメリカとの事前協議で、自動車の輸入問題でも、保険や食品の安全基準などの非関税障壁の問題でも、アメリカに大幅譲渡する内容で合意したことに国内で強い懸念と批判が高まっています。

事前協議で最後まで残ったのがカナダ、オーストラリア、ニュージーランドなど、日本への農産物輸出の拡大に強い期待を抱く国々でありました。例外なき関税撤廃を原則とする T P P は、日本にとって国の形を変えるというほどに徹底した市場原理主義に立つものです。

安倍政権は、ＴＰＰ交渉に参加する口実に農産物などを聖域とし、例外扱いを認めさせると主張してきました。２月の日米合意は、重要品目の確認があるだけで具体的に踏み込んだ内容は一切ありません。アメリカ側の発表では、日本の農産物さえ明記されておらず、逆に日本に例外なき関税撤廃を求めていることを強調しています。ニュージーランドなどアメリカ以外の参加国も例外なき関税撤廃を要求しており、交渉次第で聖域が守られるかのように言う安倍政権の説明には根拠がありません。

こうした問題が明らかになっているにもかかわらず、安倍政権は７月からでもＴＰＰ交渉に参加する意向です。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

記

- １．ＴＰＰ交渉への参加は、日本の産業や経済、国民生活にとって極めて重大な問題であり、到底受け入れられないため、ＴＰＰ交渉参加を直ちに断念すること。
- ２．農林漁業など、多様な一時産業の共存と資源の継続的な利用を図る必要がある国境措置を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月20日

土 別 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
衆議院議長
参議院議長

意見書案第9号

放射線汚染水対策など原子力政策の転換と被災者支援の抜本的強化を求める意見書について

放射線汚染水対策など原子力政策の転換と被災者支援の抜本的強化を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成25年 6月20日提出

議会運営委員長 出 合 孝 司

放射線汚染水対策など原子力政策の転換と被災者支援の抜本的強化を求める意見書

福島第一原発は、地下水の流入により放射線汚染水が増え続け、大量の汚染水が外部に流出する危機的な状況の瀬戸際に陥っており、終息どころか危機の真ただ中です。

ここまで事態が悪化したのは、汚染水をいずれ海に放出すればよいとする極めて安易で許しがたい発想があります。

収束宣言の破たんが明瞭なのに、原子力規制委員会が示す新安全基準づくりをてこに、政府は再稼働を行おうとしています。過酷事故（シビアアクシデント）が起こりうることを認めながら、世界最高水準の安全基準を強調するのは全く矛盾しています。

また、事故の原因や教訓を明確にしないままでの再稼働などは論外です。

復興庁が発表した福島県における震災関連死防止のための検討報告では、昨年9月末現在の東日本大震災における避難生活などで亡くなった被災者は2,303人に上っており、このうち約半数が福島県となっています。避難者は、将来に不安を抱えながら苦しい生活を強いられています。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

記

- 1．福島第一原発の放射線汚水の海への放出は絶対に行わず、収束と廃炉を日本の英知を結集した大事業として取り組むこと。
- 2．避難を強いられている15万人余りの生活と健康を守るため、抜本的な対策強化を図ること。
- 3．原発ゼロの政治決断を行い、再生可能エネルギーへの抜本的転換の計画を立て、実行すること。
- 4．原発輸出政策を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月20日

士 別 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣
経済産業大臣
環境大臣
復興大臣
衆議院議長
参議院議長

意見書案第10号

輸入価格高騰対策の抜本的強化など経済政策の転換を求める意見書について

輸入価格高騰対策の抜本的強化など経済政策の転換を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成25年6月20日提出

議会運営委員長 出 合 孝 司

輸入価格高騰対策の抜本的強化など経済政策の転換を求める意見書

ガス、小麦、食料品など、この春から生活必需品の相次ぐ値上げラッシュが道民の暮らしを直撃しています。

輸出企業や一部の富裕層は、株の値上がりなどの恩恵を受けて巨額の利益を手に入れている一方で、多くの道民は安倍政権の円安政策の影響から、出費が増えています。特に中小企業が多く、海外輸出向けの製造業が少ない道内では納入単価が上がらず、原材料費の値上がりだけが経営を圧迫し、景気回復の効果などは感じられません。

道内主要産業の農林漁業の現場においても、ハウス農家や酪農生産者の経営圧迫、小型イカ釣り漁船の一斉休漁に見られるように、今後最盛期を迎えるイカ漁など道内漁業にとっても深刻な影響を及ぼしかねません。

消費者物価指数を押し下げているのはパソコンや家電製品の下落で、食料品や光熱水費など諸物価は値上がりしています。まして、国民所得向上の対策がない中で、物価だけが上がれば道民生活、地域経済は破綻します。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

記

- 1．大企業の内部保留の一部を、賃上げや正社員化のために活用することをさらに働きかけること。
- 2．道内水産業に大打撃を与えかねない燃油高騰対策として、07～08年の燃油高騰時に行った規模の対策と自治体向けの特別交付税措置を行うこと。
- 3．自然エネルギーの実用化と普及のための地域のエネルギー政策を支援・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年 6月20日

士 別 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣
財 務 大 臣
経 済 産 業 大 臣
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長